

第4回調達等の在り方に関する検討会 議事概要

1. 開催日時：2020年12月25日（金）9:30～11:00
2. 場所：経済産業省本館17階第4～5共用会議室
3. 出席者：梶川委員長、梅野委員、金子委員、木村委員、藤居委員
川澤委員（書面審議）

（議事次第）

調達等の在り方について

（議事概要）

佐々木会計課長より資料にそって説明がされ、議論が行われた。委員から出された意見は以下のとおり。

なお、報告書等の修正は委員長及び事務局に一任とされた。

＜調達等の在り方について＞

第1章 見直しの対象となる事業範囲

- 報告書のまとめ方に特段異議なし。

第2章 入札公告前から落札者決定まで

- 事前接触について、接触時間にかかる公平性についても明確に義務付けをすべき。その際には、新規事業者と過去に類似事業を実施した事業者に情報格差があること等に留意のうえ、形式的な適用とならないよう実質的な意味での公平性を確保する必要がある。
- 資格等級について、参加要件であって入札段階での事業者の提案の優劣等を示す指標ではない旨も記載しておくべき。
- JV（ジョイントベンチャー）方式について、多重構造が少しでも減る方向でこのような方式を取り入れるのは非常によい。形式的なルールとせず、JV内の役割分担が適切に行われているか評価の上、是非活用してほしい。
- 「企画、立案及び業務管理」の記載について、これに該当する範囲が曖昧であるため、事業全体の執行管理という趣旨が分かるよう、記載を明確にすべき。

第3章 落札者決定後

- 再委託、外注先の選定の際の「グループ企業」の記載について、これに該当する範囲が曖昧であるため、基準等を明確にすべき。また、一般社団法人においては「グループ企業を構成する」という表現は一般的にはしないため、それも念頭においたうえで表現に工夫が必要。
- 一般管理費について、上限8%とする対象事業が6ページの3つの要件であることの記載を明確にすべき。また、計上方法について、支出の内訳の明確化がなされ、二重取りが排除されたよい案だと思う。ただし、自ら実施する事業に要した経費は確定検査を通じて丁寧に確認する必要がある。

第4章 その他

- このようなルールの改正は短期間で解決しきるのは難しいため、今後も引き続き積極的に見直しを進めていくべき。
- 議論全体の最終目的は競争性の確保だと思うので、契約等評価監視委員会もより有意義なものにしていければよい。